

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案

現行

<p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） 第六十三条の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、信用協同組合等が行うことができる業務（法以外の法律の規定に基づき行う業務を除く。次条において「信用協同組合関連業務」という。）とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） 第六十三条の三 信用協同組合等は、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</p>	

-
- 二| 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
 - イ| 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ| 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ハ| 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
 - ニ| 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
 - 三| 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
 - 四| 次に掲げる記録の保存
 - イ| 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
 - ロ| 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
 - 2| 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。
 - 3| 第一項の「対象取引」とは、信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における
-

当該取引をいう。

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする同項に規定する信用協同組合代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等を含む。))を含む。次項において同じ。
。において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の無人の営業所又は事務所において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業(同条第二項に規定する信用協同

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合(法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。)とする同項に規定する信用協同組合代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等を含む。))を含む。次項において同じ。
。において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)の無人の営業所又は事務所において当該信用

組合代理業をいう。以下同じ。)に係る業務の全部又は一部を休
止する場合

三・四 (略)

協同組合等のために行う信用協同組合代理業(同条第二項に規定
する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)に係る業務の全部
又は一部を休止する場合

三・四 (略)